

これまでの経緯

平成19年10月30日

- 文化審議会文化財分科会企画調査会報告書

平成20年度～平成22年度

- 文化財総合的把握モデル事業(20地域・23市町村)の実施

平成23年2月8日

- 「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)」(閣議決定)

平成24年2月

- 「歴史文化基本構想」策定技術指針の策定(地方公共団体へ通知)

現状と課題

<現状>

- 平成24年度末現在、「歴史文化基本構想」策定数／30地域33市町村

<課題>

- モデル事業終了後から「歴史文化基本構想」策定の伸び悩み

※「歴史文化基本構想」策定等状況調査(H25.4)では、今後策定予定の市町村は250にのぼる

対応策

- 策定にあたって、相応の予算・体制・期間を要することから、何らかの支援策が必要ではないか。
- 市町村に文化財に関する専門家が少ないことから、何らかのサポートが必要ではないか。
- 策定によるメリットやインセンティブが必要ではないか。

「歴史文化基本構想」提言の背景

(文化審議会文化財分科会企画調査会報告書：平成19年10月30日)

◆関連する複数の文化財を総合的にとらえることにより新たな価値を見いだす観点

- 国・地方公共団体に指定されていない、地域の人々の暮らしの中に埋もれた文化財が、その存在を認識されながらも価値を見いだされないまま失われつつある。
(地方都市及び都心の双方で、歴史的な建造物が数年間で約10%失われているという調査結果も)
- 文化財は、それが置かれた環境の中で、人々の営為とかかわりながら伝統的な意義と価値を形成してきたという側面をもつことから、それらの文化財についても、歴史的関連性や地域的関連性などに基づき、一体としてとらえることで、潜在する価値を見だし、適切な保護が可能。

◆文化財の周辺環境の保護の観点

- 社会全体で文化財の保存と活用を支援していくためには、文化財及び地域の歴史や文化に対する人々の理解を深めることが必要で、そのためには、関連する文化財とその周辺の環境を一体としてとらえ、地域の歴史や文化を示す魅力的なものとして提示し、保護していくことが必要。

「歴史文化基本構想」の提言内容

(文化審議会文化財分科会企画調査会報告書)

「文化財を核として、地域全体を歴史・文化の観点からとらえ、各種施策を統合して歴史・文化を生かした地域づくりを行っていくための地方公共団体の計画」

- ・各地域にある様々な文化財を指定の有無や種類の違いにかかわらず適切に把握し、それらを、当該地域の歴史や風土を踏まえて、一定の方針のもと、長期的な視野で計画的に保存・活用していくことが必要。
- ・その際、文化財保護制度による保護施策と、それ以外の文化財の保護に関連する施策、各種制度等による周辺環境の保護の施策が体系的に位置付けられ、一貫性をもって実施されていくことが重要。
- ・そのためには、各市町村において、住民などの参加を得て、**地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想(「歴史文化基本構想」)**が策定されることが重要。

【盛り込むことが望ましい事項】

- 「関連文化財群」:歴史的関連性や地域的関連性などに基づく、相互に関連のある文化財の一定のまとめ
- 「歴史文化保存活用区域」:文化財と一体となって価値をなす周辺の地域との連携強化
- 文化財の保存・活用にかかわる人材の育成や活用のための計画

《留意点》

- ▲ 地域の特性に応じた文化財の総合的な把握
- ▲ 地域の特性に応じた文化財の保護
- ▲ 既存の制度の活用
- ▲ 関係施策との連携強化

「歴史文化基本構想」とは

■「歴史文化基本構想」とは(文化審議会文化財分科会企画調査会)

①文化財保護に関する総合計画

・地域にある様々な文化財を指定の有無や種類の違いにかかわらず、適切に把握し(中略)長期的な視野で計画的に保存・活用していくことが必要。

②まちづくりにおける文化財保護政策

・文化財保護制度による保護施策と、文化財保護施策以外の文化財に関連する施策、各種制度などによる周辺環境の保護の施策が体系的に位置付け、一貫性をもって実施するため。

【策定の目的】

地域の文化財をその周辺の環境も含め総合的に保存・活用していくための地方公共団体が定める基本構想

【策定効果】

歴史文化をいかしたまちづくり

歴史文化基本構想に「期待される効果」

(文化審議会文化財分科会企画調査会報告書)

1 多様な文化財の価値の顕在化による適切な保存・活用

2 文化財を核とした地域の魅力の増進

- 地域において基本構想に基づいた文化財の保存と活用のための施策が講じられることで、一定の方針に基づいた**文化の薫り高い空間が形成**される。このことにより、**地域の魅力の増進と活力の向上にも寄与**する。
- 過疎化や少子高齢化が進む地域において、まつりや民俗芸能などを核とした地域づくりを行うことで、伝統文化の継承に加え、**地域のアイデンティティーの確保**が期待できる。
- 当該地域だけでは行事が執り行えない場合には、行政や他の地域の人々との連携協力も考えられ、その結果、人々の交流が生まれ、地域が活性化することも期待できる。

3 地域との連携協力の推進

- 基本構想を策定することにより、自らが住む地域の歴史やその中で生まれはぐまれてきた文化的所産が、一定の関連性を伴って分かりやすく住民に示され、地域への理解を深め、誇りを高めることにつながる。

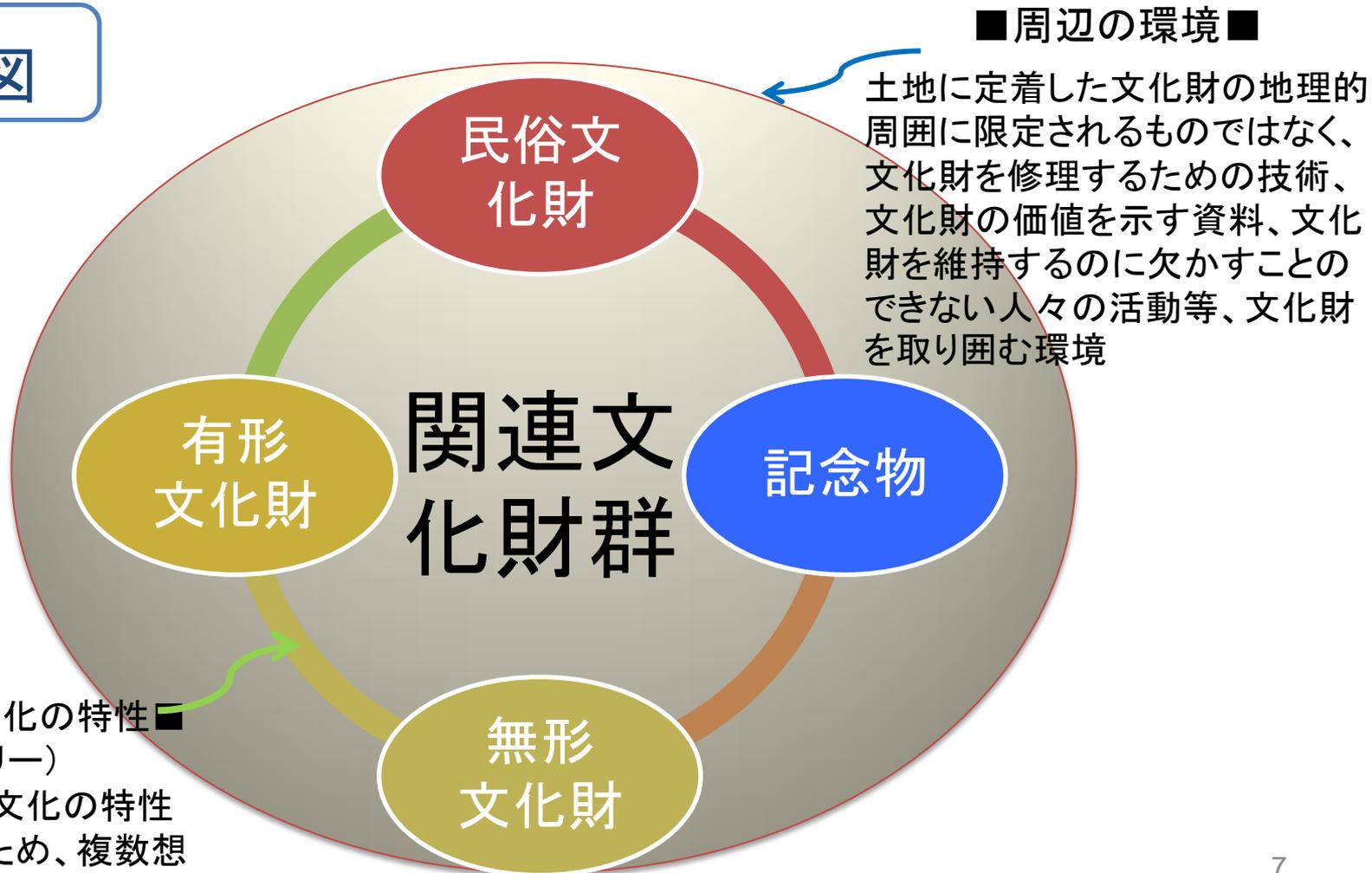
4 他の行政分野との連携の促進

- 歴史文化基本構想と、地方公共団体の行政計画との緊密な連携を行うことで、**他の行政分野との連携や整合性が図りやすくなる。**そのためにも、文化財保護を取り扱う教育委員会などと、まちづくりの担当部局との連携協力のもと基本構想が策定されることが必要である。

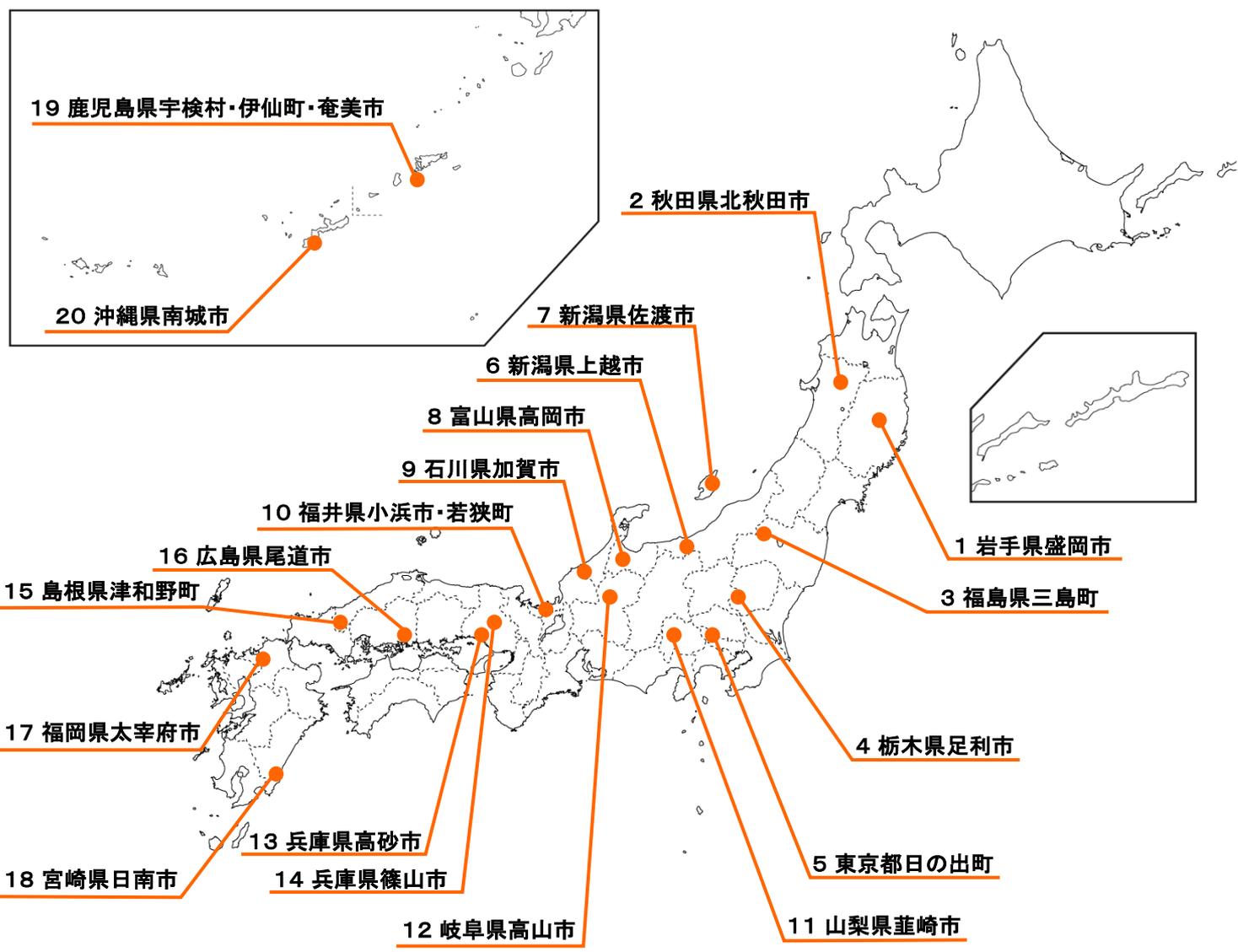
■「関連文化財群」とは(文化審議会文化財分科会企画調査会)

○有形・無形の文化財を歴史的関連性や地域的関連性などに基づき、「相互に関連性のある一定のまとまり」とし、地域の歴史や文化を語る重要な地域の資産として、総合的に保存・活用を図ることが望ましいもの。

概念図



文化財総合的把握モデル事業実施市町村(平成20年度~22年度)



	市町村名
1	岩手県盛岡市
2	秋田県北秋田市
3	福島県三島町
4	栃木県足利市
5	東京都日の出町
6	新潟県上越市
7	新潟県佐渡市
8	富山県高岡市
9	石川県加賀市
10	福井県小浜市
	福井県若狭町
11	山梨県韮崎市
12	岐阜県高山市
13	兵庫県高砂市
14	兵庫県篠山市
15	島根県津和野町
16	広島県尾道市
17	福岡県太宰府市
18	宮崎県日南市
19	鹿児島県宇検村
	鹿児島県伊仙町
	鹿児島県奄美市
20	沖縄県南城市

◎関係者との共通認識、連携が成功の鍵



行政と地域住民、行政（文化財関係部局とまちづくり、都市計画部局等）、地域住民（市民、NPO、ボランティア関係者等）などの関係者が、**地域の文化財を保護する（きちんと保存し、かつ、上手に活用する）**ことが、まちづくりや地域の活性化に活かせるという**共通認識**を持ち、**連携をとること**。

「歴史文化基本構想」策定技術指針の目次

1. 経緯
2. 「歴史文化基本構想」の基本的考え方
3. 「歴史文化基本構想」に定める事項について
 3. 1. 「歴史文化基本構想」策定の目的、行政上の位置づけ
 3. 2. 地域の歴史文化の特徴
 3. 3. 文化財把握の方針
 3. 4. 文化財の保存・活用の基本的方針
 3. 5. 関連文化財群の考え方
 3. 6. 歴史文化保存活用区域の考え方
 3. 7. 保存活用(管理)計画の考え方
 3. 8. 文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針
4. 「歴史文化基本構想」の策定・見直しについて
 4. 1. 「歴史文化基本構想」等の策定・見直しについての考え方
 4. 2. 適時適切な改訂
5. 「歴史文化基本構想」策定・運用に当たっての留意点
 5. 1. 文化財に関わる他の制度・施策を所管する部局との連携
 5. 2. 文化財に関わる他の制度・施策との連携
 5. 3. 地域づくりにおける住民等との協働体制の強化

【指針】3. 「歴史文化基本構想」に定める事項

- 3. 1. 策定の目的、行政上の位置づけ
- 3. 2. 地域の歴史文化の特徴
- 3. 3. 文化財把握の方針
- 3. 4. 文化財の保存・活用の基本的方針

基本的事項

これまでの
文化財保護施策
の方針

- 3. 5. 関連文化財群の考え方
- 3. 6. 歴史文化保存活用区域の考え方
- 3. 7. 保存活用(管理)計画の考え方

選択的事項

文化財を総合的
に保護するため
の新たな施策

- 3. 8. 文化財の保存・活用を推進するための
体制整備の方針

基本的事項

社会全体で
文化財を保護
するための方針

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」

(文部科学省、農林水産省、国土交通省共管・平成20年11月4日施行)

歴史的風致とは、「歴史や伝統を反映した人々の活動(例 民俗文化財)」と「歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地(例 有形文化財、史跡名勝)」が、一体となって形成してきた“良好な市街地の環境”



高山市三町伝建地区(高山市)



萩焼(萩市)



彦根城(彦根市)



加賀友禅流し(金沢市)



祇園祭(京都市)

文化財行政
(文化庁)

まちづくり行政
(国土交通省・農林水産省)

■国が歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針の策定

■市町村による「歴史的風致維持向上計画」の策定

○歴史的風致の維持向上に関する方針 ○重点区域位置及び区域(重要文化財建造物等の周辺) ○文化財の保存又は活用に関する事項
○歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項 ○歴史的風致形成建造物の指定の方針 等

■文科省・農水省・国交省により共同で計画を認定

■認定計画市町村への重点的な支援

歴史的風致を形成する建造物の修理・修景、まちなみの再生、伝統行事の活性化等を支援
○社会資本整備総合交付金等による支援 ○歴史的風致形成建造物、電線共同溝等の法律上の特例等

地域にとって貴重な財産である歴史的風致の次世代への継承

<平成21年>

1月/石川県金沢市、岐阜県高山市、三重県亀山市、滋賀県彦根市、山口県萩市

3月/茨城県桜川市、長野県下諏訪町、愛知県犬山市、高知県佐川町、熊本県山鹿市 7月/岡山県津山市 11月/京都府京都市

<平成22年>

2月/青森県弘前市、茨城県水戸市、滋賀県長浜市 3月/群馬県甘楽町 11月/岡山県高梁市、福岡県太宰府市、徳島県三好市

<平成23年>

2月/福島県白河市、島根県松江市、岐阜県恵那市 6月/富山県高岡市、神奈川県小田原市、長野県松本市、埼玉県川越市 12月/宮城県多賀城市

<平成24年>

3月/京都府宇治市、愛媛県大洲市、岐阜県美濃市、佐賀県佐賀市 6月/広島県尾道市、広島県竹原市、三重県明和町、長野県東御市

<平成25年>

4月/岐阜県岐阜市、長野県長野市、島根県津和野町

計38市町 12

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」のスキーム

歴史的風致とは、「地域におけるその固有の**歴史及び伝統を反映した人々の活動**とその活動が行われる**歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地**とが一体となって形成してきた**良好な市街地の環境**」

歴史的風致維持向上基本方針
(国が作成)

歴史的風致維持
向上協議会

NPO等、多様な主体の
連携のもと施策を推進

歴史的風致維持
向上支援法人

歴史的風致維持向上計画
＜市町村が作成＞

- 歴史的風致の維持向上の方針
- 重点区域の位置及び区域
(重要文化財建造物等の周辺等)
- 文化財の保存又は活用に関する事項
- 歴史的風致維持向上施設の
整備又は管理に関する事項
- 歴史的風致形成建造物の
指定の方針
- 計画期間 等

意見

国による認定制度

文部科学大臣
農林水産大臣
国土交通大臣

協議
同意

関係行政機関の長

認定申請

認定

歴史的風致維持
向上地区計画

住宅地の規制のままで、
歴史的な建造物を飲食
店や工房等に活用できる
地区計画制度を創設

**認定歴史的風致
維持向上計画**

重点的な
支援

法律上の特例措置

歴史的風致
形成建造物

都市公園

電線共同溝

文化財保護

農業用排水施設

屋外広告物

各種事業による支援

社会資本整備総合交付金

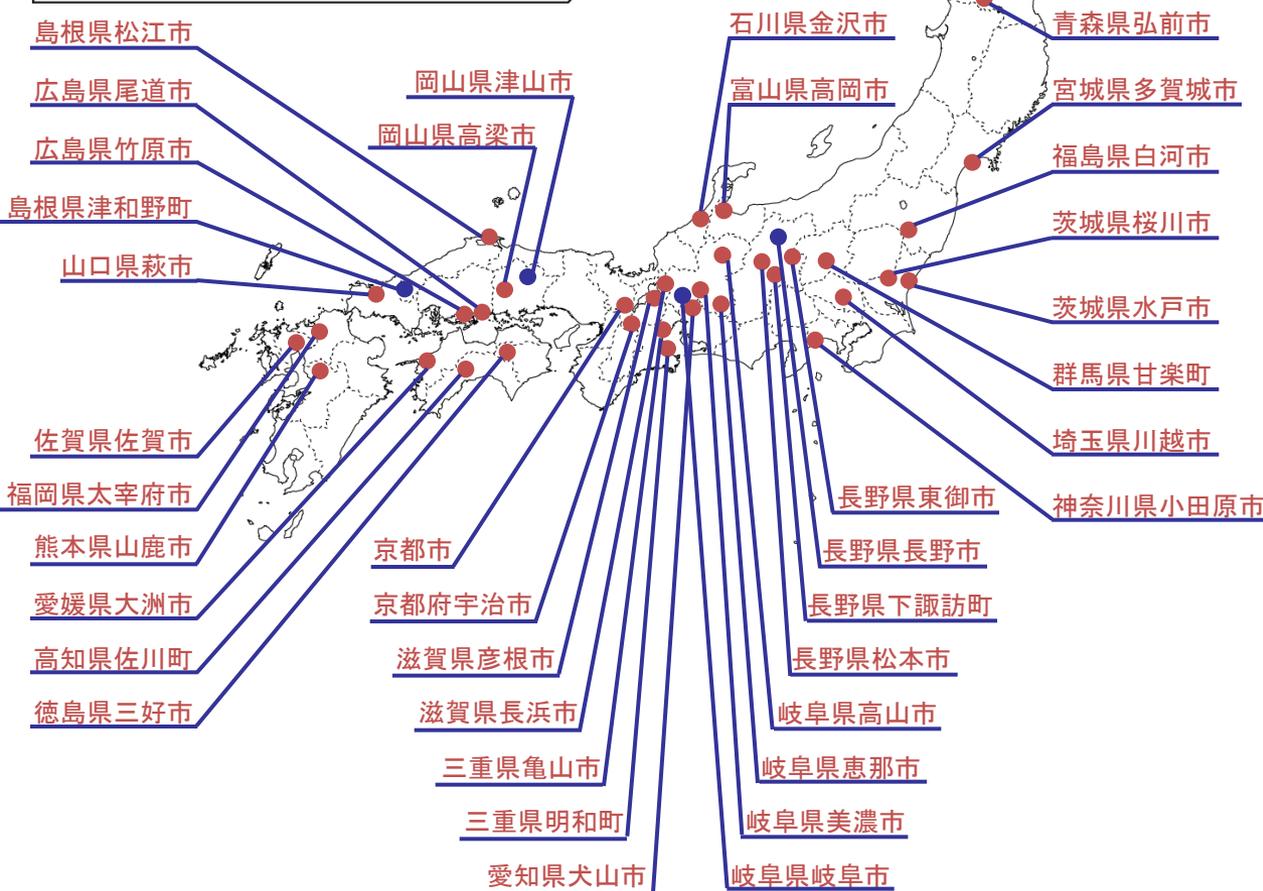
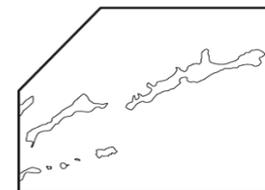
都市公園事業

都市再生整備計画事業
(まちづくり交付金)

街なみ環境整備事業

歴史的風致維持向上計画認定状況

平成25年4月11日



市町村名	認定日	市町村名	認定日
金沢市	H21. 1.19	白河市	H23. 2.23
高山市		松江市	
彦根市		恵那市	
萩市		高岡市	
亀山市	H21. 3.11	小田原市	H23. 6. 8
犬山市		松本市	
下諏訪町		川越市	
佐川町		多賀城市	H23.12. 6
山鹿市	H21. 7.22	宇治市	H24. 3. 5
桜川市		大洲市	
津山市		美濃市	
京都市	H21.11.19	佐賀市	H24.6.6
水戸市	H22. 2. 4	尾道市	
長浜市		竹原市	
弘前市	H22.3.30	明和町	H25.4.11
甘楽町		東御市	
高梁市	H22.11.22	岐阜市	H25.4.11
太宰府市		長野市	
三好市		津和野町	

合計: 38都市